

令和4年2月28日
東日本高速道路株式会社

東京外かく環状道路(関越～東名)における東京地裁の工事一部差し止めの決定について

令和2年10月18日に発生した、東京外かく環状道路(関越～東名)の工事における地表面陥没・空洞事故、またトンネル工事中の振動・騒音により、住民の皆様方に多大なご迷惑とご不安を与えてしまい、心よりお詫び申し上げます。

本日2月28日に、東京地方裁判所より、工事差止仮処分命令申立の決定が事業者に送達されました。

その決定の内容は、東京外かく環状道路(関越～東名)における7本のシールドトンネル工事のうち、東名立坑発進に係る2本のトンネル掘削工事について、気泡シールド工法による掘削工事を行ってはならない旨の内容となっております。

現在、陥没・空洞箇所周辺での地盤補修、補償等の対応を最優先に取り組んでいるところであり、東名立坑発進に係る2本のトンネル掘削工事の再開については見通せる状況にはありませんが、首都圏三環状の一翼を担う東京外環自動車道は、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で重要な道路として、事業を進めており、今後、決定の内容をよく確認し、関係機関と調整の上、適切に対応していきたいと思います。